

甲府市文化協会合奏部規約

(名称)

第1条 この会は、甲府市文化協会専門部合奏部（以下本会）という。

(事務局)

第2条 本会の事務局は合奏部長(第7条)の住所におく。

(目的)

第3条 本会は、傘下の各文化団体と連携協調を保ち、自主的な文化活動を助長し、音楽文化の振興と地域の文化水準の向上をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 文化活動の向上と啓蒙に関する活動
- (2) 参加団体の発表会等の支援
- (3) 市民文化祭への参加
- (4) 地域の文化活動発展のための協力
- (5) その他、目的を達成するための必要な事項

(構成)

第5条 本会は目的に賛同する文化団体をもって構成する。

(加入、及び退会)

第6条 本会への加入及び退会は、各団体代表者（以下幹事）会の承認を得、甲府市文化協会理事会で承認された場合とする。

(役員)

第7条 本会には以下の役員をおく。

- (1) 部長 1名
- (2) 副部長 1～2名
- (3) 会計 1名(副部長の兼任も可)
- (4) 会計監査 1名(原則として前年度会計が担当)

(役員を選出)

第8条 役員は年度初めに開催する定期総会で選出する。

(役員任期)

第9条 各役員任期は2年とする。但しやむを得ない事情により退任の場合はこの限りではないものとする。また再任は妨げないものとする。

(会議)

第10条 本会運営のため次の会議を設け、議長は部長がこれにあたるものとする。

- (1) 定期総会（年1回）
- (2) 役員会
- (3) 幹事会

(定期総会)

第11条 定期総会は、年1回4～5月中に開催し、全会員の3分の2以上の出席または委任をもって成立し、次の事項について審議、決定する。但し、会員欠席の場合その所属団体の幹事が該当団体全会員の出席と看做すものとする。また、議決権については、1団体につき1個とする。

- (1) 年次活動報告
- (2) 年間収支報告
- (3) 役員改選
- (4) その他の必要事項

(役員会)

第12条 役員会は役員をもって構成し、幹事会への提案事項及びその他の必要事項を発議する。また当部の円滑な運営にあたり必要に応じ開催する。

(幹事会)

第13条 幹事会は、全幹事の過半数以上の出席または委任をもって成立し、次の事項について審議決定する。

- (1) 年次計画及び経過報告
- (2) 収支報告
- (3) 運営方針
- (4) 市民文化祭公演に関する事項
- (5) その他の必要事項

(積立金)

第14条 会計処理にあたり余剰金が生じた場合は、これを部内積立金として留保し必要に応じてこれを取り崩すことができるものとする。但し、取り崩し金の額や用途については役員会の承認を要するものとする。

(除名)

第15条 次の場合は役員会で審議し団体を除名することができる。

- (1) 本会の名誉を著しく汚した場合
- (2) 本会の秩序に反した言動をした場合
- (3) 年期中に会費の納入がない場合（第16条）

(会費)

第16条 本会の会費は1団体年額5,000円とし（途中入会の場合も同額）、納入は原則とし年度初めに開催する定期総会時に納入するものとする。また、一旦納付した会費は如何なる理由があっても返還しない。

附 則

この規約は平成25年5月13日から施行する。